氏名：

保育施設の

労務トラブル検定

《今月のテーマ：年次有給休暇　～シフトで働く人の有休ルール～》



✎：下の①～⑤について、正しいと思う場合は「○」を、
間違っていると思う場合は「×」を解答欄に記入してみましょう。

有休（年次有給休暇）は、休んでも給料が出るお休みです。半年以上続けて働き、8割以上出勤するともらえます。1年に10日以上もらった人には、5日以上を必ず使ってもらうことが園の義務です。

	問題　★保育施設の事例より出題★	解答欄
①	毎月のシフト表で働く日が決まるパート職員も、半年以上続けて働くなど決まった条件を満たせば、有休をもらえる。	
②	シフト決定後に有休を使いたい日ができたが、園のルールで「有休はシフト決定前に申し込む」と決まっているので、あきらめるしかない。	
③	時給で働くパート職員が、シフト表で「8時間」と決まった日に有休を使った。5時間の日も8時間の日もあるので、有休の日の給料は、5時間と8時間の間をとって6.5時間分になる。（※園のきまりでは、有休の日は「ふだん働いたときと同じ給料」が払われることになっている）	
④	シフト表で働く日が決まるパート職員でも、1年に10日以上の有休をもらっていれば、「1年に5日は必ず有休を使う」というきまりの対象になる。	
⑤	正職員の保育士が、ある勤務日に2時間だけ有休を使った。時間ごとに使った有休も、合わせて8時間になれば1日分として「1年に5日」に数えられる。	

山折り

【解答・解説】

① 【○】働く日が決まっていないパート職員でも、半年続けて働き、決められた日の8割以上出勤していれば、有休がもらえます。何日もらえるかは、実際に働いた日数をもとに数えます。自分の有休が何日あるか、確かめてみましょう。

② 【×】シフト決定後でも有休は使いたい日に申し込めます。「代わりの人がいない」「忙しい」というだけでは断られません。ただ、シフトを組み直す必要が出ることもあるので、使いたい日が決まっているときは、早めに伝えるよう心がけましょう。

③ 【×】「ふだん働いたときと同じ給料」が払われるきまりなら、時給に、その日にシフト表で決まっていた時間をかけて計算します。この問題では8時間分がもらえます。日によって時間がちがっても、平均の時間で計算されるわけではありません。

④ 【○】パート職員でも、1年に10日以上の有休をもらっていれば、「1年に5日は必ず有休を使う」きまりの対象になります。

⑤ 【×】時間ごとに使った有休は「1年に5日」の日数としては数えられません。数えられるのは、「1日」か「半日」の単位で有休を使った場合です。

★ワンポイントアドバイス★

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。自分の有休が何日残っているかを確かめ、使いたい日はシフトの希望を出すときに「この日は有休を使いたい」と伝えましょう。
園は、シフト希望の用紙に「有休希望」の欄を作ったり、給料明細に有休の残りの日数を書いたりすると、職員が有休を使いやすくなります。

©2026 kodomonosora